

他部  
家三

本部ヲ令所徳田景治方ニ移シ合所ニ於  
テ善後策ヲ協議シタル結果他部職工  
ヲ争議團ニ引入ルヘク午後四時頃本工  
場及放出ノ函工場門前ニ於テ退場中ノ  
各職工ニ對シ在記印刷物約一千枚ヲ配  
付セリ  
ニ他部工場職工中ニ又大段機械労働組合  
總江支部ニ属スルモノ數在スルカ故ニ之  
ニ職工主トナリ第四部職工ト行動ヲ共  
ニシテ之ヲ救授セサル可カラスト稱ニ朝来ニ  
場内ニ於テ守年々勸説シタルニ之ニ共鳴ス  
ル者少ナカラヤリシニ模様ニテ更ニ明日  
ヨリ令情罷業ヲ為スハキヤ否ニ付意見  
ヲ徴シタルニ直ニ令情罷業ヲ為スハ不  
得當リ候アルヲ以テ明日西夜求書ヲ  
提出シ其回答如何ニ依リテハ明後十  
一日ヨリ罷業ヲ為スハニトノ意ニ傾キ

情報部長  
①

特秘第一四一八七群

大正十一年八月十日  
大段有知事 池松時和

内務大臣 水野錬太郎殿  
農商務省 工務局長 長殿  
警視總監 堀田 貞殿  
京都府 兵庫縣知事 事殿  
大段地方裁判所 檢事 止殿

株式会社川北電気製作所 今福  
工場ニ於ケル労働争議ニ関スル件  
(第 六 報)

今福

11.8.14  
五 月 日  
1819

十日ノ状況  
大段機械労働組合總江支部ニ属スル  
職工等主トナリ罷業中ノ第四部職工ニ